

北河内地区内空き家所有の皆さまへ

「空き家」の管理、大丈夫ですか？

- 所有者もしくは管理者が定期的に建物の状況を確認、メンテナンスを行い空き家になる前の状態を維持している。
- 相続をした際、速やかに土地・建物の登記手続きを完了している。
- 地域の方・近所の方に連絡先を伝え、問題が起きた時に迅速に対応できるようにしている。

- ①設備の劣化(雨漏り・定期的な通気・換気不足による湿気・カビの発生)が始まっていませんか？
- ②雑草が伸びていませんか？(定期的な草刈り等)ができていますか？
- ③庭木が伸びて近隣の敷地に入ったり枯葉や害虫の発生で近所に迷惑をかけていませんか？
- ④不審者の侵入や、ごみの不法投棄などで近所の方に不安感を与えていませんか？

「空き家」を放置することでのリスク？

- いろいろな問題から生まれた弊害に対する賠償責任
- 固定資産税の負担『特定空き家等』と認定されると住宅用地特例が解除され更地と同じ税金にアップ
- 補修などの維持費の負担
- 解体時の多額な解体費用

「早めの対処」が**鍵**です！

賃貸や・売買も視野に入れて総合的な判断を

家にはそれぞれ思い出が残っており、なかなか整理できずに空き家のまま時間が過ぎてしまう場合がありますが、管理が行き届かない空き家は、老朽化が進み、危険な状態になる場合があります。現状を放置して事態が改善することはありません。将来も見据えて空き家をどうするか考え、早めに対処する事が大切です。



「空き家」の**活用**してみませんか？

売却・賃貸
解体



ご自身で住む予定のない場合は人に住んでもらうことを考えましょう。空き家期間を短くすることで、賃貸や、売買の取引を高い金額で市場流通に載せられることもあります。

空き家を解体して、土地を活かす方法もあります。駐車場・貸地など、土地活用の可能性は様々です。

岩国市の空き家情報登録制度を**活用**してみませんか？

岩国市の中山間地域にある利用可能な空き家を利用して、UJIターンによる定住を促進し、地域の活性化を図るもので、空き家所有者と移住希望者をつなぐ制度です。

【登録できる空き家】

- 北河内地区内にある
- 北河内移住応援団の推薦がある
- 所有者は市税の滞納がない
- 維持管理されている
- 敷地の境界や接道にトラブルがない
- 不動産仲介業者が管理していない